

議案第 9 号

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市養護老人ホーム条例

第1条中「特別養護老人ホーム及び」を削る。

第2条第1項中「特別養護老人ホーム及び」及び「（以下「老人ホーム」という。）」を削る。

第2条第2項の表以外の部分中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置
川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号

第3条第1項を削り、同条第2項第1号中「介護保険法」の次に「（平成9

年法律第123号)」を加え、同項を同条とする。

第4条から第6条までの規定中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

第7条第1項を削り、同条第2項中「、居宅介護支援又は介護予防通所介護を受けた」を「若しくは居宅介護支援を受けた者又は第1号通所事業を利用した」に、「利用料金」を「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「第41条第4項各号、第42条の2第2項第1号、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項各号及び第54条の2第2項第1号」を「第41条第4項第1号及び第46条第2項」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（市長が当該算定した額を勘案して別に定める場合にあつては、その額）
- 第7条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。
- 第8条及び第9条中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特別養護老人ホーム陽だまりの園及び特別養護老人ホームしゅくがわらを廃止するため、この条例を制定するものである。